意見書案第1号

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和6年3月12日

川崎市議会議長 青木功雄 様

IJ

齋 藤

温

政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性に鑑み、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の公開などを通して政治活動の公明と公正を確保することで、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としている。

しかしながら、政治団体の会計責任者に対して義務付けられている会計帳簿への政治資金の収支不記載や収支報告書そのものの不提出の事案、とりわけ、昨今では、政治資金パーティーの対価、いわゆるパーティー券の収入に関する義務の不履行が次々と明らかになり、政治資金の収支状況が不透明になっている現状に対して、同法の精神や目的に照らし、国民の政治不信が高まる事態となっている。

また、本年2月に実施された民間の世論調査によると、収支報告書に不記載のいわゆる 裏金を受け取った議員が使い道について、「説明する必要がある」と回答した割合は84. 9%に上るなど、問題の徹底解明を求める世論の声は圧倒的多数となっており、政治不信 の高まりを裏付ける結果となっている。

このような中、首相は国会において不記載の実態把握に努めると答弁したものの、本年 2月5日に示された、収支報告書の訂正に関する議員の暫定的なリストには、還流 (キックバック)を受けた政治団体名、金額、代表者名は記載されていたが、裏金受領の日付や支出額、還流が始まった経緯や収支報告書に記載しなかった理由等、具体的な説明の記載が一切なく、このことは、同法の根本精神を踏みにじった違法行為という認識と反省が欠如していることの表れである。

よって、国におかれては、国民の政治への信頼を取り戻すため、あらゆる手段を講じて 政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長参議院議長宛て内閣総理大臣総務大臣